

佐倉市規則第 号

佐倉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、法第102条第1項の認定を受けようとするマンションが同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類その他市長が必要と認める書類とする。

2 法第102条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第49条第2項の規定により、同条第1項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(許可申請書に添付する図書又は書面)

第3条 省令第52条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(1) 付近見取図

第4条 法第102条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）又は法第105条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該認定を受けたマンションの除却又は当該許可を受けたマンションの建築が完了する前に、認定事業者又は許可事業者の名義に変更があったときは、変更前の認定事業者又は許可事業者が連署して名義変更届（別記様式第1号）に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、名義変更受理通知書（別記様式第2号）により同項の変更後の認定事業者又は許可事業者に通知するものとする。

（設計の変更）

第5条 許可事業者は、法第105条第1項の許可を受けた事項の範囲内において当該許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更承認申請書（別記様式第3号）に省令第52条第2項の許可通知書及び当該変更に係る第3条各号に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認したときは、設計変更承認通知書（別記様式第4号）により当該許可事業者に通知するものとする。

（取下げ届）

第6条 法第102条第1項の認定を申請した者又は法第105条第1項の許可を申請した者は、市長が当該認定又は許可をする前に当該申請を取下げようとするときは、取下げ届（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（取りやめ届）

この規則は、公布の日から施行する。